

**武蔵村山市民総合センター地域包括支援センターの
指定管理者候補者について(報告)**

令和5年10月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会

目 次

はじめに	1
I 審査の経過	2
1 対象施設	2
2 申請及び審査の経過	2
3 申請状況	2
II 審査の結果	3
1 審査の方法	3
2 審査の結果	3
3 審査の講評	5
III 参考資料	6
1 審査委員会設置要綱	6
2 審査委員会委員	7
3 指定管理者申請要領	9
4 審査委員会審査要領	20

はじめに

本報告書は、武蔵村山市民総合センター地域包括支援センターに係る指定管理者候補者選定の審査の経過及び結果等について報告するものです。

当該施設については、平成18年4月から指定管理者制度が導入され、その管理運営が行われてきたところではありますが、令和6年3月31日をもって当該指定管理の指定の期間が満了することから、次期指定管理者の募集を非公募により行いました。

指定管理者候補者の選定に当たっては、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱に基づき、審査委員会を設置し選定することとされております。

当該要綱によって設置された本審査委員会は、8月10日に会議を開催し、指定管理者指定申請をした団体の説明(プレゼンテーション)及び申請書類をもとに、厳正な審査を行い、指定管理者候補者を選定いたしました。

ここに、指定管理者候補者には、武蔵村山市民総合センター地域包括支援センターの設置趣旨に沿った管理運営を行っていただき、十分な成果を上げられ市民福祉の向上が図られることを期待するものです。

令和5年10月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会

委員長 石川 浩喜

職務代理 雨宮 則和

委員 室賀 和之

委員 安齋 高

(順不同)

I 審査の経過

1 対象施設

武蔵村山市民総合センター地域包括支援センター
(武蔵村山学園四丁目5番地の1)

2 申請及び審査の経過

期 日	経 過
令和5年6月29日(木)	申請要領の配布
令和5年7月25日(火)	指定申請書の受付
令和5年8月10日(木)	審査委員会 (1) 委員長代理の指名について (2) 審査委員会の会議の取扱い等について ア 審査委員会の会議の非公開について イ 審査委員会審査要領の制定について ウ 審査委員会の会議の進め方等について (3) 武蔵村山市民総合センター地域包括支援センター ア 募集の経過等 イ 書類による審査 ウ 説明(プレゼンテーション) エ 審査及び選定 (ア) 審査及び採点 (イ) 選定 (ウ) 講評 (4) 報告書(案)の検討について

3 申請状況

次の団体から指定申請書の提出がありました。
社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会

Ⅱ 審査の結果

1 審査の方法

審査委員会では、審査要領に基づき、申請団体の名称を明らかにするとともに当該団体が申請要領に示された応募資格等を満たしていることを確認した上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容及び当該団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）をもとに、あらかじめ定められた審査基準に従って審査、選定を行いました。

審査の方法は、提出書類による審査の結果並びに当該団体による提出書類の内容に関する説明及び質疑応答の結果に基づき、個別に各委員が審査基準の各項目について1点から5点までの点数を付すこと（以下「採点」という。）により行いました。

選定に当たっては、各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（以下「評点」という。）の合計が過半点に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とすることとしました。

2 審査の結果

審査委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を武蔵村山市民総合センター地域包括支援センターの指定管理者候補者として選定しました。

指定管理者候補者 社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会
所在地： 武蔵村山市学園四丁目5番地の1
代表者： 会長 大谷 恵美子

武蔵村山市民総合センター地域包括支援センター
指定管理者候補者審査基準 - 審査の結果 -

審 査 基 準	武 蔵 村 山 市 社 会 福 祉 協 議 会
1 市民の平等な利用が確保されるものであること。 【10点】	小計 7.6点
(1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	3.8点
(2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	3.8点
2 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。 【30点】	小計 22.9点
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	3.8点
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。	4.0点
(3) 自主事業計画書の内容は適切か。	4.0点
(4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。	3.8点
(5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	3.8点
(6) 苦情受付体制が整備されているか。	3.5点
3 管理に要する経費の縮減を図るものであること。 【20点】	小計 12.3点
(1) 総合的に収支予算が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	3.0点
(2) 経費節減のための方策は適切か。	3.0点
(3) 人件費の設定は適切か。	3.3点
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	3.0点
4 管理を安定して行う能力を有するものであること。 【20点】	小計 14.1点
(1) 法人の経営状況に問題はないか。	3.8点
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	3.5点
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。	3.3点
(4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待できるか。	3.5点
5 高齢者福祉に関し熱意があり、利用者に適切なサービスの提供が行えるものであること。 【10点】	小計 7.8点
(1) 施設と地域住民との連携及び協力を行うことが期待できるか。	4.0点
(2) 利用者の特性に応じた支援を行うことが可能か。	3.8点
6 その他 【10点】	小計 7.8点
(1) 総合的にプレゼンテーションの内容は適切であるか。	3.8点
(2) 事業所の案内等広報活動を適切に行っているか。	4.0点
合 計 点 数 【計100点】	72.5点

3 審査の講評

本委員会において、申請があった団体について厳正な審査を行った結果、管理及び運営に関する基本的な考え方について、武蔵村山市民総合センター地域包括支援センターの趣旨や指定管理者制度の導入意図に合致していたほか、中立性・公平性の確保の観点からも適当な団体であると判断しました。

申請のあった団体については、本施設において開設当時から受託実績があり、長年培ってきたネットワークを活用し、利用者等のニーズに沿った適切なサービスの提供が実施されていることから、当該施設の適正かつ安定した管理運営ができるものと評価しました。

提案内容については、地域包括ケアシステムの構築に向けての事業に対する課題認識を持った提案がされており、SNS等を活用した取組の情報発信等、当該施設と地域との連携協力が図られ、地域に根差した事業展開が期待されます。一方、安定的かつ継続したサービス提供を行うため、今後も必要職種の確保や人員体制を維持しながら、更なる経費の節減に努めるよう求めます。

選定した団体においては、本講評を踏まえ、当該施設の管理運営を着実に実施していくため、今後更に高まる介護ニーズに対応できるよう一層の創意と工夫を求めるとともに、安定的な運営を図りつつ、市内四つの地域包括支援センターの中心的役割を担うことを希望し、講評といたします。

Ⅲ 参考資料

1 審査委員会設置要綱

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱

〔平成17年10月13日
訓令（甲）第16号〕

（設置）

第1条 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号。以下「条例」という。）第2条ただし書の規定により公募によらずに指定管理者に公の施設の管理を行わせようとする場合における条例第4条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定を行うため、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設（以下「当該公の施設」という。）ごとに置くものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、複数の当該公の施設について一の審査委員会を置くことができる。

（所掌事項）

第2条 審査委員会は、条例第2条ただし書の規定により公募によらずに公の施設の管理を行わせようとする団体が条例第3条の規定によりした申請の内容を審査し、当該団体（以下「申請団体」という。）を指定管理者の候補者とするものの適否について市長に報告する。

（組織）

第3条 審査委員会は、委員長及び委員3人をもって組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 副市長

(2) 委員 企画財政部長、総務部長及び当該公の施設の所管部長

（委員長）

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、非公開とする。

3 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（説明の聴取）

第6条 審査委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要と認めるときは、申請団体の代表者又はその関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 審査委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 審査委員会委員

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
石 川 浩 喜	副市長	委員長
雨 宮 則 和	企画財政部長	職務代理
室 賀 和 之	総務部長	委員
安 齋 高	当該公の施設の所管部長	委員

(順不同：敬称略)

3 指定管理者申請要領

指定管理者申請要領

武蔵村山市民総合センター
地域包括支援センター

令和 5 年 7 月

武 蔵 村 山 市

要領の趣旨

武蔵村山市（以下「市」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした武蔵村山市民総合センター地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）に平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、現在の指定期間が令和5年度末をもって終了することから、令和6年度からの新たな指定期間の開始に向け、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第3条の規定による申請に関する必要な事項を本要領により定めるものとする。

第1 施設の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
武蔵村山市民総合センター地域包括支援センター	武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター1階

2 施設の設置目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

3 施設の規模等

建 物	鉄筋コンクリート造地上3階建 延床面積 6,009.37㎡ (武蔵村山市民総合センター全体)
延床面積	129.93㎡
施設の内容	事務室、相談室及び福祉機器展示コーナー

第2 管理運営の条件

1 管理運営の基本方針

- (1) 施設の設置目的を最大限に実現することを目指し、関係法令、条例、規則等を遵守し、適切な管理運営に努めること。
- (2) 公の施設としての役割を十分に認識し、サービスの提供に当たっては、公平な取扱いを確保すること。
- (3) 利用者の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービス向上に努めること。
- (4) 費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。

2 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）とする。

3 管理運営の基準

(1) 開業時間

午前8時30分から午後7時までとする。

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

また、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間は、開業時間の見直しに係る試行期間として、市と指定管理者が協議して定める曜日（週1日）を除き、閉館時間を午後5時15分に変更する予定であることに留意する。

(2) 休業日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日及び同月3日

エ 12月29日から同月31日までの日

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(3) 施設の利用の制限等に関する事項

指定管理者は、武蔵村山市民総合センター設置条例（平成13年武蔵村山市条例第24号）第9条各号又は第10条各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を制限し、又は利用を停止することができる。

(4) 管理業務に従事する職員の配置基準

ア 職員の配置

管理責任者を定めるとともに、武蔵村山市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年武蔵村山市条例第14号）第4条第1項に規定する基準を満たし、かつ、合計4人以上（別に委託する機能強化型地域包括支援センター管理運営業務を行うため配置する人員を含む。）の常勤

の専任の職員及び事務職員 1 人を配置すること。

イ 職員の育成

指定管理者は、職員に対して施設の管理運営に必要な研修を実施するなど、職員の資質の向上に努めること。

(5) 指定管理者が行う業務の範囲

ア 介護保険法第 8 条の 2 第 1 6 項に規定する介護予防支援事業に関する業務

イ 介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号ニに規定する第一号介護予防支援事業に関する業務

ウ 介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項に規定する包括的支援事業に関する業務

エ 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に規定する事業報告書の提出等に関する業務

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関する業務

(6) 指定管理者が行う業務の対象地域

エリア名	町 名
南部エリア	榎、大南、学園

(7) その他の重要事項

ア 業務の執行は、指定管理者が自ら行うことを原則とするが、利用者に対する直接的な支援以外の業務については、市の承諾を得て外部業者に委託することは可能である。

イ 個人情報の保護及び情報公開における指定管理者の責務

(ア) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年武蔵村山市条例第 3 0 号）の規定を遵守し、個人情報の保護に関し適切な措置を講じなければならない。

指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(イ) 情報公開

指定管理者は、地域包括支援センターの管理業務に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講じなければならない。このため、武蔵村山市情報公開条例（平成 1 8 年武蔵村山市条例第 2 0 号）に準拠した規程を設けるものとする。

ウ 次に掲げる法令等の規定を遵守すること。

(ア) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

(イ) 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則（平成 1 7 年武蔵村山市規則第 3 8 号）

(ウ) 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）

(エ) 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例

(オ) 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年武蔵村山市規

則第3号)

(カ) 武蔵村山市情報公開条例及び同条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第27号）

(キ) 武蔵村山市行政手続条例（平成9年武蔵村山市条例第11号）

(ク) 武蔵村山市暴力団排除条例（平成24年武蔵村山市条例第34号）

エ 賠償責任保険（対人3,000万円以上）等に参加すること。

4 管理運営に要する経費

(1) 指定管理料

市は、予算の範囲内において管理業務に係る委託料（以下「指定管理料」という。）を指定管理者に支払う。指定期間を通じた指定管理料の限度額については、地方自治法第214条に規定する債務負担行為により設定し、当該設定額は、指定管理業務の適正な水準を確保するため、指定管理者の候補者から申請時に提出された収支予算書等に基づき適切に算出した指定期間全体の指定管理料の総額とする。

なお、指定期間中各年度の指定管理料については、債務負担行為の設定額を上限に市と指定管理者が協議を行い、予算編成を通じて年度ごとに決定する。

(2) 支払方法及び経理方法

ア 指定管理料は、会計年度ごとに、指定管理者からの請求に基づき4回に分割して支払う。

イ 指定管理者は、独立した会計帳簿を備えるとともに、管理運営経費及び収入については専用の口座で管理すること。

5 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者の責任分担については、おおむね次の表のとおりとする。詳細については、協定締結の際に定める。

項 目	市	指定管理者
施設の運営（苦情対応、運営に係る総務、経理業務を含む。）		○
施設の維持管理（施設設備等の日常点検等）		○
災害時対応（待機連絡体制の確保、被害調査・報告、応急措置等）（※1）	○ 指示	○
災害復旧	○	
施設設備等の大規模修繕（50万円以上）	○	
備品管理（※2）	新規購入	○
	修繕	○
利用者に対する賠償責任	○	○
包括的管理責任	○	

※1 指定管理者は、利用者に対する第一次的な責任を有し、施設又は利用者が被災

した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに市に報告する義務を負う。

- ※2 市が配置した備品は、指定管理者が管理すること。新規に購入する必要があるものについては、原則として指定管理者が調達し、購入に当たっては事前に市に報告すること。なお、指定管理者が調達した備品の帰属先については、別途協議する。

第3 申請の手続

1 申請資格

- (1) 市内に事務所を有する医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人で、高齢者の保健福祉に関する相談事業の実績があり、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営ができる法人であること。
- (2) 法人又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
 - カ 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
 - キ 国税又は地方税を滞納しているもの

2 提出書類

	書類の名称	様式
1	指定管理者指定申請書	第1号様式
2	事業計画書（5年間）	指定様式1
3	収支予算書（5年間）	指定様式2
4	法人の定款	任意様式
5	法人の登記事項証明書（全部証明）	当該証明書
6	法人の経営状況を示す書類 (1) 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（直近3年間） (2) 財産目録及び事業報告書又はこれに類するもの（直近1年間）	任意様式

	(3) 令和5年度の法人の事業計画書及び収支予算書	
7	納税証明書 (1) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと の証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3の3） (2) 都税（法人事業税、法人都民税）に係る納税証明書 (3) 市税（法人市民税）に係る納税証明書	当該証明書
8	法人の就業規則又はこれに準ずる定め（直近1年間）	任意様式

3 申請手続の日程等

(1) 申請の受付

ア 受付期間

令和5年7月18日（火）から7月25日（火）（土・日曜日を除く。）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出先

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課（武蔵村山市民総合センター1階）

住 所 〒208-8502 武蔵村山市学園四丁目5番地の1

電 話 042-590-1233

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと。）で提出するものとする。
 ファクシミリ、電子メール等による提出は認めない。

エ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

(2) 留意事項

ア 虚偽又は不正の記載

申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。

イ 申請の辞退

申請書類の提出後に申請を取り下げる場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出すること。

ウ 申請書類の取扱い

(ア) 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

(イ) 申請書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者候補者に選定された団体の申請書類については、指定管理者制度による施設の管理内容の公表その他市が必要と認める場合には、個人情報等の適正な取扱いをした上で、市は、その全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

(ウ) 申請書類は、武蔵村山市情報公開条例第8条各号に掲げる非開示情報（個人情報、事業活動情報等）を除き、開示の対象とする。

(エ) 事業計画書及び収支予算書の提出後は、その内容を変更し、又は追加することはできない。

第4 指定管理者候補者の選定

1 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の規定による選定基準に基づき、提出された申請書類及びプレゼンテーションの二段階による審査を行い、申請をした法人が審査基準を全て満たすときは、当該法人を指定管理者の候補者に選定する。

(1) 審査

令和5年8月から10月までの間に審査を行い、指定管理者候補者1団体を選定する。

ア 審査方法

(ア) 書類審査

(イ) プレゼンテーション

提出された事業計画書を基にプレゼンテーション（約20分）及び質疑応答を行う。

イ 選定結果の通知等

審査委員会の選定結果に基づき、市長は指定管理者候補者を決定する。

選定結果については、指定管理者候補者の名称を公表する（令和5年10月下旬を予定）。

2 選定基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されるものであること。（10点）
- (2) 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。（30点）
- (3) 管理に要する経費の縮減を図るものであること。（20点）
- (4) 管理を安定して行う能力を有するものであること。（20点）
- (5) 高齢者福祉に関し熱意があり、利用者に適切なサービスの提供が行えるものであること。（10点）
- (6) その他（10点）

3 審査基準

資料「武蔵村山市民総合センター地域包括支援センター指定管理者候補者審査基準」のとおり。

第5 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体は、令和5年第4回市議会定例会（予定）での議決を経て、正式に指定管理者として指定される（令和5年12月を予定）。

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理業務等に関する細目的事項を協議の上、指定期間全体に関する基本的事項を定めた基本協定及び年度ごとの指定管理料等を定めた年度協定を締結する。

なお、事業計画書において提案された内容の可否については、協定を締結する際に改めて協議するものとする。

(1) 基本協定の主な項目

- ア 指定期間に関する事項
- イ 個人情報の取扱いに関する事項
- ウ 損害賠償に関する事項
- エ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- オ 業務の引継ぎに関する事項
- カ その他必要な事項

(2) 年度協定の主な項目

- ア 業務内容に関する事項
- イ 市が負担する指定管理料に関する事項
- ウ その他必要な事項

3 留意事項

(1) 指定の取消し

市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(2) 管理業務の継続が困難となった場合

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、市は、その指定を取り消すことができる。この場合において、指定管理者は、市に生じた損害を賠償するものとする。

- イ 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市は、その指定を取り消すことができる。

(3) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

市及び指定管理者は、双方が誠意を持って協議するものとする。

(4) 施設等の変更及び原状回復

指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

また、指定期間が満了したとき、指定を取り消されたとき等は、施設等を直ちに原状に回復するものとする。

(5) 業務の引継ぎ等

ア 指定管理者は、協定の締結後、速やかに業務引継ぎ、研修等の事前準備を行うものとする。

なお、事前準備に要した費用は、指定管理者の負担とする。

イ 指定期間の満了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、地域包括支援センターの管理運営に支障がないよう、円滑な引継ぎに協力し、必要な資料等について提供するものとする。

(6) 第三者への委託の禁止

指定管理者は、管理業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできない。ただし、清掃、警備等の個別の業務については、市長の承認を得て第三者に委託することができる。

(7) 各種保険への加入

指定管理者は、施設賠償責任保険等必要な保険に加入するものとする。

(8) モニタリングの実施

市は、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に従い、各種報告書、利用者アンケート調査、実施調査等により、指定管理者による施設の管理が適正かつ確実に履行されているかについての確認及び評価（以下「モニタリング」という。）を行う。

ア モニタリングの内容は、次のとおりとする。

(ア)「事業報告書」の実施（年12回：毎月）

(イ)「利用者アンケート調査」の実施（年1回：おおむね10月）

(ウ)「定期実地検査」の実施（年2回：おおむね8月、2月）

(エ)「管理業務の総括評価（自己評価）」の実施（年1回：おおむね翌年の6月）

イ 各種報告書、利用者アンケート調査及び管理業務の総括評価については、指定管理者の責任と費用により実施し、市に提出するものとする。

ウ モニタリングの実施時期、回数等具体的な内容については、協定締結後、市と指定管理者が協議して定めることとする。

エ モニタリングにより改善すべき事項が認められたときは、市は、指定管理者に対し必要な指導、指示等を行う。

武蔵村山市民総合センター地域包括支援センター指定管理者候補者審査基準

審査基準	評 定				
1 市民の平等な利用が確保されるものであること。(10点)	小計 点				
(1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	4	3	2	1
(2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	5	4	3	2	1
2 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。(30点)	小計 点				
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	5	4	3	2	1
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。	5	4	3	2	1
(3) 自主事業計画書の内容は適切か。	5	4	3	2	1
(4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。	5	4	3	2	1
(5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	5	4	3	2	1
(6) 苦情受付体制が整備されているか。	5	4	3	2	1
3 管理に要する経費の縮減を図るものであること。(20点)	小計 点				
(1) 総合的に収支予算が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	5	4	3	2	1
(2) 経費節減のための方策は適切か。	5	4	3	2	1
(3) 人件費の設定は適切か。	5	4	3	2	1
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	5	4	3	2	1
4 管理を安定して行う能力を有するものであること。(20点)	小計 点				
(1) 法人の経営状況に問題はないか。	5	4	3	2	1
(2) 施設の管理業務に係る職員体制(管理体制・研修計画・緊急時の対応)は十分なものか。	5	4	3	2	1
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。	5	4	3	2	1
(4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待できるか。	5	4	3	2	1
5 高齢者福祉に関し熱意があり、利用者に適切なサービスの提供が行えるものであること。(10点)	小計 点				
(1) 施設と地域住民との連携及び協力を行うことが期待できるか。	5	4	3	2	1
(2) 利用者の特性に応じた支援を行うことが可能か。	5	4	3	2	1
6 その他(10点)	小計 点				
(1) 総合的にプレゼンテーションの内容は適切であるか。	5	4	3	2	1
(2) 事業所の案内等広報活動を適切に行っているか。	5	4	3	2	1
合 計 点 数	点				

4 審査委員会審査要領

令和5年8月10日
審査委員会決定

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会審査要領（案）

第1 趣旨

この要領は、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱（平成17年武蔵村山市訓令（甲）第16号。以下「要綱」という。）により設置する武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）における指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 総則

1 審査の対象施設

南部地域包括支援センター、緑が丘高齢者在宅サービスセンター及び緑が丘地域包括支援センター

2 審査委員会の委員

審査委員会の委員は、要綱第3条第2項の規定により、次の表に掲げるとおりとする。

氏名	区分	備考
石川 浩喜	副市長の職にある者 (要綱第3条第2項第1号該当)	委員長
雨宮 則和	企画財政部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	職務代理
室賀 和之	総務部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	
安齋 高	公の施設の所管部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	

3 審査の基準

審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。
- (3) 管理に要する経費の縮減を図るものであること。
- (4) 管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (5) 高齢者福祉に関し熱意があり、利用者に適切なサービスの提供が行えるものであること。
- (6) その他

第3 審査及び選定の方法

1 通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容及び当該団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を基に採点方式の総合評価により行う。

2 説明（プレゼンテーション）

申請団体から20分以内で提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を受け、その後、10分程度の質疑応答を行う。

3 審査基準

審査は、第2の3の審査基準を踏まえて別に定める指定管理者候補者審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、各項目について5段階評価により1点から5点までの点数を付することにより行う。

各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）の合計が過半点に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とする。

第4 選定結果の公表

選定結果については、申請団体に通知するとともに、市のホームページにおいてその概要を公表する。ただし、公表することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項は、公表しないものとする。

武蔵村山市民総合センター地域包括支援センターの
指定管理者候補者について（報告）

令和5年10月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会
（事務局）武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課